

第1412号

AFN-1412

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 4/18 (月)

『令和4年度税制改正大綱（了） 財産債務調書制度等見直し』

納税環境整備の面では、財産債務調書制度の見直しも大きな注目点となる。保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載するには時間を要すること、高額な資産保有者も、所得2,000万円以下であれば提出義務がないことから、以下のように改正される。【提出義務者】その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を追加【提出期限】翌年の6月30日(国外財産調書も同様)【期限後に提出された場合の宥恕措置】調査通知前の提出である場合に限り適用(国外財産調書も同様)【記載事項】運用上、記載を省略できる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満に引き上げ



電磁的記録の保存制度関連では、国によるタイムスタンプの認定制度が創設される。国税関係書類に係るスキャナ保存制度、及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、その付与期間内に、上記電磁的記録の記載事項に、総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプが付されることとなる。経過措置として、来年7月29日までに保存が行われる電磁的記録の記載事項には、現行通り一般社団法人日本データ通信協会による付与が可能とされる。

『デジタル人材育成・マナビDX DXリテラシー指針で学び推進』

経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構(IPA)は、デジタル人材の育成を推進するための実践的な学びの場として、ポータルサイト「マナビDX」を開設した。これまでデジタルスキルを学ぶ機会が無かった人にも、新たな学習を始めるきっかけが得られるよう学習コンテンツを紹介する。掲載講座は、「入門／基礎」「実践」等のテーマ別に4つに分類し、講座一覧へのリンク、講座情報概要から選択し、講座名称をクリックすると講座情報詳細にリンクする。今後、掲載する講座を経済産業省等で策定した統一基準で整理、充実させる予定。併せてケーススタディ教材を通じて、実践的なDXを学べるプログラムや、地域の中小企業等で現場研修を希望する人材から応募を受け付け、マッチングを行う研修プログラムも実施する予定だ。講座の受講申請は4月1日から随時行う。

また、全ての社会人向けのデジタルスキル標準として「DXリテラシー標準」が策定された。環境変化に対応するために、働き手一人ひとりが自身の責任で学び続ける重要性が増している。「DXリテラシー標準」は、社会人がもれなくDXに参画し、その成果を仕事や生活で役立てるうえで必要となるマインド・スタンスや知識・スキルを示す、学びの指針としていく。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com